

第 34 回 大田区移動等円滑化推進協議会 議事録

移動等円滑化促進方針の見直し業務委託	
第 34 回 大田区移動等円滑化推進協議会 議事録	令和 6 年 2 月 1 日(木) 14 時 30 分～15 時 50 分 大田区役所 11 階第 5・6 委員会室
■ 議事 (1) 第 33 回大田区移動等円滑化推進協議会のふりかえり (2) 移動等円滑化促進地区の指定と今後の流れについて (3) まち歩き点検実施計画の構成（案） ■ 配布資料 ・ 次第 ・ 協議会委員名簿 ・ 大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱 ・ 委嘱状（異動等により、委員が交代された方のみ） ・ 座席表 ・ 資料形態に関するアンケート ・ (資料 1)第 33 回大田区移動等円滑化推進協議会のふりかえり ・ (資料 2)移動等円滑化促進地区の指定について ・ (資料 3) まち歩き点検実施計画（案） ・ (別紙 1)令和 5 年度まち歩き点検ポイント ・ (別紙 2)将来都市構造図・土地利用方針図 ・ (参考資料)大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針※ ・ (参考資料)大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン※ ・ (参考資料)大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン 特定事業計画※ ※協議会終了時回収	

■ 質疑応答/意見交換

1. 第 33 回大田区移動等円滑化推進協議会のふりかえり

委員長 : 音響式信号機の設置箇所について周知に向けて調整ということだが、公表されるという理解でよろしいか。調整の後の期間を含めて未定ということか。

事務局 : 音響式信号機については警視庁のホームページで公表されている。エスコートゾーンについては今回の件を機に今後調整をしながらどのような形にしていけるかを検討している。

2. 移動等円滑化促進地区の指定と今後の流れについて

A 委員 : 資料 2 の 5 ページ、生活関連施設の具体的な名前を示していただきたい。

事務局 : 基本的には資料 3 の 19 ページの表 3 で対象施設と記載があるのが生活関連施設である。具体的には高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設、福祉・医療施設など、優先してバリアフリー化を図る必要のある施設のことを指している。

委員長 : 日常生活で私たちが毎日、あるいは時々利用するような施設はほぼ入っていると理解して結構である。

委員長 : 地区の指定について、これまで指定してきた進め方と今回の進め方の違い等があればご説明いただきたい。

事務局 : 今回は大田区の都市計画マスタープランに位置づけている中心拠点と生活拠

点の 15 地区を移動等円滑化促進方針における促進地区に指定するという方法である。これまでは大田区内の鉄道駅を中心としたエリアを乗降人員や施設数等でランク付けをして上位のものを 1 地区もしくは 2 地区選定して進めてきたが、今回 15 地区という区内ほぼ全域のエリアに拡大をしてバリアフリー化を促進するという方法に変えた。

委員長 : 区としての基本的な方針である都市計画の方針にバリアフリー計画も連動しながら整理を進めていくということかと思う。その点で長期間にわたると思うが、構想の中で都市計画も位置づけようとするのは素晴らしいことであり、本来のあり方であるとも考えている。

B 委員 : 15 地区の策定の順番はもう決まっているのか。

事務局 : バリアフリー法で定められた重点整備地区指定の要件では、実現可能性等から総合的に判断し、バリアフリー化の事業の実施が特に必要であること、バリアフリー化を重点的、一体的に実施することが適切であること、という記載がある。重点整備地区の指定にあたっての評価では、施設の多く立地している地区、バリアフリー化整備が必要な地区、拠点性の高い地区、まちづくりの動きがある地区、高齢者・障がい者の多い地区を優先するといった評価で地区を選んでいこうと考えている。

A 副委員長 : (5)重点整備地区の指定とバリアフリー化の推進フローでは 20 年を 5 年ずらして 4 サイクルだと見受けた。次のサイクルでは 15 地区の中でどのくらいの数を想定しているのか、かならずしも 3 等分ではないということも考えられる。また、マスタープランでは 15 地区はどのような位置づけになっている、まちづくり全体としてバリアフリーをどう捉えていくのかというところも本質的には重要な視点だと思っている。4 サイクルの中でどのくらいのペースで進めるのか、マスタープランとの関係性を教えて頂きたい。

事務局 : 別紙 1 にあるように、都市計画マスタープランでは 15 地区を生活拠点、中心拠点という位置づけにしており、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方についてもまちづくりとセットで進めていくエリアとなっている。それを踏まえ、促進地区に位置づけながら整備し、2 周目、3 周目とこのエリアを拡大していくことで最終的に大田区全域をバリアフリーを推進するエリアとして位置付けていく考え方になる。ペースについて、現在蒲田、大森、さぼーとぴあの 3 つを重点整備地区として進めているが、この 3 地区は生活関連施設の数が多いと思われる。この生活関連施設の数で対象エリアの箇所数が増減すると想定している。現時点の想定では令和 10 年に新たな重点整備地区を指定するが、その際は実際の箇所数を検討していくため、現時点では実際に 4 サイクルで 1 周できるかはわからない。

3. まち歩き点検実施計画（案）

A 副委員長 : 7 年計画で全体を点検していくということだが、7 年かかってしまう理由はないか教えて頂きたい。

事務局 : これまでのまち歩き点検の実施で施設数と経路について 1 日で回れる数に限界があることから実績値をベースに経路と施設を対象に 7 年間の計画を立てている。ただ、これまでは計画の改定や見直しのタイミングで実施してきたが、今後計画の改定をしないタイミングも発生するため、その際に点検の回数や進め方については検討していきたい。

A 副委員長 : 点検の順番はどのようになるのか。例えばここを繋げると今までに実施した

経路と繋がり使いやすくなる等、今後検討して順番を変えていくことも重要かと思う。

委員長 : この協議会にメンバーのみでなく、そのルート周辺に住んでいる方、あるいは施設管理者にも参画していただくと良いと思う。整備をした後大事なのは事業計画を立てて整備がどこまで進んでいるか、その計画の中でどの程度の到達点まで行っているかの評価が、出来る限り次のまち歩き点検に活かされていく様なプランを併せて考えられると良い。まち歩き点検をしてたてた特定事業の整備がどこまで進んだのかを公表していき、周辺的生活関連施設の方々や地元の方々に示されると良い。

B 委員 : 25 ページ大森地区のところで宿泊施設と医療施設のある箇所は経路が示されていないが、なぜないのか理由をお聞きしたい。

事務局 : 大森駅周辺地区の北側は品川区のエリアで、この 2 つの施設は品川区内にある施設であり、施設としては設定したが経路は品川区内であるため経路の設定をしておらず点検の対象になっていないという経緯である。

C 委員 : 施設管理者の方々にもまち歩き点検に参加いただけるとなると今以上にニーズや課題、その課題に対する実際の対応方法が具体的に分かってくるので管理者の方々に参加いただく事はより一層バリアフリー化の質を高めることになる。チェックシートについて改良がされており、評価しやすくなって基準も明確になり、ある程度慣れてくることでスピードアップしていく可能性もあると感じた。

B 副委員長 : 移動等円滑化推進協議会は 34 回になるが、当時も区民部会と事業者部会があった。区民部会では実践が大事であり、点検が一番大事だと思っている。障がいを持っていない方の意見も大事で、事業者部会と区民部会の方も一緒に点検していただきたいと思っている。点検の方には企業の方からの参加も是非お願いしたい。こういった会議でもあまり企業側の方ら意見がない。是非色々な話を聞かせてほしい。こちらからも聞きたいと考えているため是非お願いしたい。

事務局 : まちあるき点検実施計画については今回示した内容を 1 度形にして来年度実施のまち歩き点検から早速活用してきたいと考えている。また、点検ポイントやチェックシートについては継続的に検討・意見交換しながら更新してきたいと考えている。

4. 事務連絡

次回の協議会は令和 6 年 5 月 17 日(金)10 時 00 分からの開催を予定している。

資料形態に関するアンケートについて 2 月 8 日(木)までに事務局に提出。

本会議に関する意見も 2 月 8 日(木)まで受け付ける。

出席者数 : 41 名

傍聴者数 : 1 名

以上